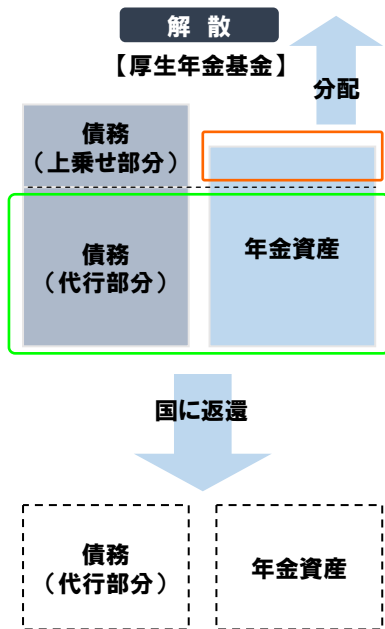


厚生年金基金解散後の 代替制度の選択肢について

厚生年金基金解散後の選択肢(残余財産持込まない場合)



持込みなし

形態	特徴
【DB】 (新設または既存制度増額) 債務 給付額 退職給付債務を認識する 留意点	①対象は希望する事業所の加入員 ・加入者・受給権者は分配金があれば清算 ②制度設計 ・DBの基準で新たに設計可能
【企業型DC】 (新設または既存制度増額) 掛金+運用益	①対象は希望する事業所の加入員のみ ・受給権者は分配金を清算 ②制度設計 ・前制度と異なる掛金建の制度
【中退共】 (新規加入または既存制度増額) 給付額	①対象は希望する事業所の加入員のみ ・加入者・受給権者は分配金があれば清算 ②制度設計 ・掛金テーブルに基づき設定 ③加入要件 ・業種ごとに設定あり(従業員数、資本金等)
【特退共】 給付額	①対象は加入員のみ ②制度設計 ・特定退職金共済団体による運営
【退職金】 債務 給付額 退職給付債務を認識する 留意点	①対象は加入員のみ ②制度設計 ・退職時に分配額を控除して支給する措置等の社内規程改訂等が必要
【個人型DC】 掛金+運用益	①対象は加入員のみ ②制度設計 ・加入者本人が規約に基づき運営
【保険】	①対象は加入員のみ ②制度設計 ・保険会社と相談
【その他】	・別途手当新設、給与上乗せ、独自の制度等
【何もしない】	

※上記複数の制度を組み合わせることも可能です。

主な従業員給付制度等の比較

		確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金・企業型 (企業型DC)	確定拠出年金・個人型 (個人型DC)
運営		会社	会社	個人
加入	役員	○(可能)	○(可能。但し60歳未満)	○(可能。但し60歳未満)
	従業員	○	○(60歳未満)	○(60歳未満)
掛金	負担者	事業主	事業主	従業員
	設定	将来の給付見込額を年金数理に基づき算出	定額方式もしくは給与比例方式 月額上限あり (27,500円以下(他の企業年金あり) 55,000円以下(他の企業年金無し))	月額上限あり (23,000円以下(企業年金の無い会社) 68,000円以下(自営業者))
	本人拠出	可	可(限度額あり)	可(限度額あり)
	税制	全額損金算入 (本人拠出分は生命保険料控除)	全額損金算入 (本人拠出分は全額所得控除)	全額所得控除
	運用	運用者	事業主	加入者個人
給付	支払先	加入者個人	加入者個人	加入者個人
	受取方法	一時金・年金ともに可 (但し、年金は受給資格を満たし 60歳以降支給開始が要件)	一時金・年金ともに可	一時金・年金ともに可
	金額	会社毎DB規約に定める	掛金累計と運用収益で決定する	掛金累計と運用収益で決定する
	支払時期	一時金は退職時 年金は60歳以降退職	60歳以降	60歳以降
	その他	—	勤続3年未満の自己都合・懲戒 解雇等による退職の場合、掛金 相当額の返還可能(本人拠出分除く)	—
離転職時の ポータビリティ	加入	就職企業の企業年金制度が受入れ可能な規約であればDB資産額を 持込可能(法令)	前職の企業年金制度 ^{※1} における 脱退一時金及びDC積立金を持込 可能	前職の企業年金制度 ^{※1} における 脱退一時金及びDC積立金を持込 可能
	転出	DB積立金を転職先の DC制度持込可能	DC積立金を転職先のDC制度又は 個人型DCに持込可能	DC積立金を転職先の DC制度持込可能
退職給付債務削減効果		効果なし	効果あり	—
手数料(制度運営事務費)		課金負担(大)	課金負担(中)	課金負担(中)
懲戒解雇等の給付減額		対応出来る	勤続3年以上は対応できない	—
特徴		予定運用利回りは企業が任意に 設定(法令面の制約あり) (運用利回りと予定運用利回りの 乖離分は掛金額変動 運用利回りが給付額に影響を 及ぼさない)	利回りは運用次第 (運用収益は非課税) ライフプラン支援 (社員の自立効果)	利回りは運用次第 (運用収益は非課税) ライフプラン支援 (社員の自立効果)
問合せ先		りそな銀行 年金営業部 年金制度サービスGr 03-6704-3415	同左	同左

※1:企業年金制度とは、厚生年金基金、確定給付企業年金のことを言います

主な従業員給付制度等の比較

		中小企業退職金共済 (中退共)	特定退職金共済 ^{※2} (特退共)	養老保険 ^{※3}
運営		独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	特定退職金共済団体 (市町村や商工会議所)	各企業様
加入	役員	× (使用人兼務役員は加入可)	× (使用人兼務役員は加入可)	○ (可能)
	従業員	○	○ (65歳6ヶ月未満)	○
掛金	負担者	事業主	事業主	事業主
	設定	定額方式 5,000円～30,000円 (1,000円単位)	定額方式 1口1,000円で30口まで (1口単位)	設定次第
	本人拠出	不可	不可	不可
	税制	全額損金算入	全額損金算入	半額損金算入 (一定の要件を満たす場合のみ算入)
運用	運用者	中退共	特退共	生命保険会社
給付	支払先	加入者個人	加入者個人	(生存)事業主 (死亡)被保険者遺族
	受取方法	一時金・年金ともに可 (但し、年金は60歳以降での退職 が要件)	一時金・年金ともに可 (但し、年金は加入期間5年以上 の退職で年金年額24万円以上 が要件(10年))	保険契約に準ずる
	金額	掛金累計と掛金納付期間で 決定する	掛金累計と掛金納付期間で 決定する	保険金額としてあらかじめ決定する
	支払時期	一時金は退職時 年金は60歳以降退職	一時金は退職時 年金は退職時 (または70歳以降退職)	退職時
	その他	掛金納付期間が ①1年未満⇒掛捨て ②1年以上2年未満 ⇒掛金相当額を下回る ③2年以上3年6ヶ月以下 ⇒掛金相当額 ④3年7ヶ月以上 ⇒掛金相当額を上回る	掛金納付期間が ①1年未満⇒掛捨て ②1年以上15年未満 ⇒掛金相当額を下回る ③15年以上 ⇒掛金相当額を上回る	—
離転職時の ポータビリティ	加入	前勤務先が中退共及び特退共 ^{※4} に加入していれば通算可能	前勤務先が中退共及び特退共 ^{※4} に加入していれば通算可能	なし
	転出	転職先企業が中退共及び特退共 ^{※4} に加入していれば通算可能	転職先企業が中退共及び特退共 ^{※4} に加入していれば通算可能	なし
退職給付会計対策		効果あり	効果あり	—
手数料(制度運営事務費)		—	△	—
懲戒解雇等の給付減額		ケースによっては一部 対応できる可能性あり	ケースによっては一部 対応できる可能性あり	対応できる
特徴		予定運用利回り1% (平成26年3月現在) ・掛金助成制度有り ・運用利回りが予定運用利回りを 上回った場合、付加退職金が給付 される場合有り ・予定運用利回りは変わる場合有り	予定運用利回り0.61% (平成26年3月現在) ・運用利回りが予定運用利回りを 上回った場合、加算給付が給付 される場合有り・予定運用利回り は変わる場合有り	契約者貸付制度を利用できる 保険金額が会社に戻ってきた時点で 益金処理し、退職者に支給した 時点で損金となる
問合せ先		中小企業退職金共済事業本部 03-6907-1234	商工会議所・商工会等	***

※2: 特定退職金共済については、特定の商工会議所の「従業員退職金共済制度」パンフレット等を基に作成しています

※3: ここで言う養老保険とは、契約者を法人、生存保険金受取人を法人、死亡保険金受取人を被保険者の遺族とした場合です

※4: 勤労者退職金共済機構と退職金相当額一括引渡しの契約を締結している特定退職金共済団体に限ります

代替制度決定のためのポイント

	確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(企業型DC)	確定拠出年金(個人型DC)
キャッシュフロー	△ <ul style="list-style-type: none"> 法令に定める範囲で定額・基準給与比例等により掛金を設定(数値計算により決定) 掛金は運用実績等に応じて変動 	○ <ul style="list-style-type: none"> 法令に定める拠出限度*の範囲で定額・基準給与比例等により掛金を設定 ※他の企業年金なし:月55,000円 他の企業年金あり:月27,500円 掛金は運用実績に応じて変動せず 	○ <ul style="list-style-type: none"> 法令に定める拠出限度*の範囲で加入者が任意に掛金を設定 ※第1号加入者:月68,000円 (国民年金基金等の掛金との合算額) 第2号加入者:月23,000円
企業会計	△ <ul style="list-style-type: none"> 金利水準や運用実績等により費用が変動 原則として退職給付債務(PBO)の認識が必要(但し総合型の場合、通常掛金を費用処理) 	○ <ul style="list-style-type: none"> 金利水準や運用実績に拘らず費用が安定 退職給付債務(PBO)の認識は不要 	○ <ul style="list-style-type: none"> なし
運営費用(手数料)	× <ul style="list-style-type: none"> あり(割高) 	△ <ul style="list-style-type: none"> あり(割安) 	△ <ul style="list-style-type: none"> あり(個人資産から充当)
社会保険料(企業負担)	○ <ul style="list-style-type: none"> なし 	○ <ul style="list-style-type: none"> なし 	○ <ul style="list-style-type: none"> なし
拠出税制(企業)	○ <ul style="list-style-type: none"> 企業の掛金は全額が損金の対象 	○ <ul style="list-style-type: none"> 企業の掛金は全額が損金の対象 	○ <ul style="list-style-type: none"> なし
制度設計	○ <ul style="list-style-type: none"> 退職事由ごとの給付格差の設定が可能 懲戒の場合は給付制限が可能 	△ <ul style="list-style-type: none"> 退職事由ごとの給付格差の設定は不可 懲戒の場合も給付制限は不可(使用期間3年未満であれば資産返還が可能) 	○ <ul style="list-style-type: none"> なし
給付	○ <ul style="list-style-type: none"> 年金規約により決定 原則として退職時に受け取り 一定の要件に該当する場合は年金・一時金の選択が可能(年金は原則として60歳以降に受け取り) 	△ <ul style="list-style-type: none"> 掛金累計と運用損益により決定 原則として60歳以降に受け取り(一定の要件に該当する場合に限り60歳前の受け取りが可能) 年金・一時金の選択が可能 	△ <ul style="list-style-type: none"> 掛金累計と運用損益により決定 原則として60歳以降に受け取り(一定の要件に該当する場合に限り60歳前の受け取りが可能) 年金・一時金の選択が可能
資産形成	○ <ul style="list-style-type: none"> 年金規約に定めがある場合に限り、加入者(従業員等)が掛金の一部を負担する設計とすることも可能(負担に応ずる給付の設計が必要) 老齢給付の受取開始までの据置期間に応ずる利息あり 転職先の企業型DCや企業年金連合会等への資産の持ち運びが可能 	○ <ul style="list-style-type: none"> 法令に定める範囲で加入者(従業員等)が任意で拠出(企業の掛金に加算)することも可能 運用収益は非課税(特別法人税の課税は凍結中) 転職先の企業型DC又は個人型DC*への資産の持ち運びが可能 ※個人型DCの管理費用等は自己負担 	△ <ul style="list-style-type: none"> 運用収益は非課税(特別法人税の課税は凍結中) 転職先の企業型DCへ資産の持ち運びが可能
資産保全	○ <ul style="list-style-type: none"> あり 	○ <ul style="list-style-type: none"> あり 	○ <ul style="list-style-type: none"> あり
社会保険料(本人負担)	○ <ul style="list-style-type: none"> なし 	○ <ul style="list-style-type: none"> なし 	○ <ul style="list-style-type: none"> なし
拠出税制(本人)	△ <ul style="list-style-type: none"> 加入者(従業員等)の掛金は所得控除(生命保険料控除*)の対象 ※控除の枠あり 	○ <ul style="list-style-type: none"> 加入者(従業員等)の掛金は所得控除(小規模企業共済等掛金控除*)の対象 ※全額が控除 	○ <ul style="list-style-type: none"> 掛金は所得控除(小規模企業共済等掛金控除*)の対象 ※全額が控除
給付税制(本人)	○ <ul style="list-style-type: none"> 一時金:原則として退職所得(退職所得控除あり)の対象 年金:原則として雑所得(公的年金等控除あり)の対象 	○ <ul style="list-style-type: none"> 一時金:原則として退職所得(退職所得控除あり)の対象 年金:原則として雑所得(公的年金等控除あり)の対象 	○ <ul style="list-style-type: none"> 一括:原則として退職所得(退職所得控除あり)の対象 分割:原則として雑所得(公的年金等控除あり)の対象
対象範囲	○ <ul style="list-style-type: none"> 正規社員のほか、厚生年金保険の被保険者である役員やパートタイマーの加入も可能 	○ <ul style="list-style-type: none"> 正規社員のほか、厚生年金保険の被保険者である役員やパートタイマーの加入も可能 	△ <ul style="list-style-type: none"> 正規社員のほか、厚生年金保険の被保険者である役員やパートタイマーの加入も可能

代替制度決定のためのポイント

	中小企業退職金共済(中退共)	退職金(退職一時金)	前払い退職金(給与・賞与)
キャッシュフロー	○ <ul style="list-style-type: none"> 原則として5,000円～30,000円の範囲で任意に掛金を設定 掛金は運用実績に応じて変動せず 	× <ul style="list-style-type: none"> 社内規定により設定 退職時に一括での支払い(退職者数等により変動) 	○ <ul style="list-style-type: none"> 社内規定により設定 原則として給与又は賞与にあわせて支払い 分割での支払い
企業会計	○ <ul style="list-style-type: none"> 金利水準や運用実績に拘らず費用が安定 退職給付債務(PBO)の認識は不要 	△ <ul style="list-style-type: none"> 金利水準や退職者数等により費用が変動 原則として退職給付債務(PBO)の認識が必要 	○ <ul style="list-style-type: none"> 金利水準や運用実績に拘らず費用が安定 退職給付債務(PBO)の認識は不要
運営費用(手数料)	△ <ul style="list-style-type: none"> なし(運用収益から充当) 	○ <ul style="list-style-type: none"> なし 	○ <ul style="list-style-type: none"> なし
社会保険料(企業負担)	○ <ul style="list-style-type: none"> なし 	○ <ul style="list-style-type: none"> なし 	× <ul style="list-style-type: none"> あり
拠出税制(企業)	○ <ul style="list-style-type: none"> 企業の掛金は全額が損金の対象 	△ <ul style="list-style-type: none"> 退職時に一括で損金算入の対象(退職者数等により変動) 	○ <ul style="list-style-type: none"> 全額が損金算入の対象
制度設計	△ <ul style="list-style-type: none"> 退職事由ごとの給付格差の設定は不可 懲戒の場合は厚生労働大臣の認定を受ければ給付減額が可能(資産返還は不可) 	○ <ul style="list-style-type: none"> 退職の事由ごとの給付格差の設定が可能 懲戒の場合は給付制限が可能 	△ <ul style="list-style-type: none"> 退職の事由ごとの給付格差の設定は不可 懲戒の場合も給付制限は不可(資産返還も不可)
給付	○ <ul style="list-style-type: none"> 掛金月額と掛金納付月数により決定 予定運用利回り(現在は1.0%)が改定になる場合あり 原則として退職時に受け取り 60歳以降の退職で一定の要件に該当する場合は分割での受け取りが可能 	○ <ul style="list-style-type: none"> 社内規定により決定 退職時に一括での受け取り 	○ <ul style="list-style-type: none"> 社内規定により決定 原則として給与又は賞与にあわせて受け取り 分割での受け取り
資産形成	△ <ul style="list-style-type: none"> 加入者(従業員)が掛金を拠出することは不可 退職後の自己運用で対応 自己運用収益には課税 一定の要件に該当する場合は、中退共間や退職金通算契約を締結している特定退職金共済(特退共)等との間で通算が可能 	△ <ul style="list-style-type: none"> 退職後の自己運用で対応 自己運用収益には課税 	× <ul style="list-style-type: none"> 自己運用で対応 自己運用収益には課税
資産保全	○ <ul style="list-style-type: none"> あり 	△ <ul style="list-style-type: none"> なし 	△ <ul style="list-style-type: none"> なし
社会保険料(本人負担)	○ <ul style="list-style-type: none"> なし 	○ <ul style="list-style-type: none"> なし 	× <ul style="list-style-type: none"> あり
拠出税制(本人)	× <ul style="list-style-type: none"> 加入者(従業員)の掛金の拠出は不可 	× <ul style="list-style-type: none"> 従業員等が拠出する概念なし 	× <ul style="list-style-type: none"> 従業員等が拠出する概念なし
給付税制(本人)	○ <ul style="list-style-type: none"> 一括:原則として退職所得(退職所得控除あり)の対象 分割:原則として雑所得(公的年金等控除あり)の対象 	○ <ul style="list-style-type: none"> 原則として退職所得(退職所得控除あり)の対象 	× <ul style="list-style-type: none"> 給与所得(給与所得控除あり)の対象
対象範囲	△ <ul style="list-style-type: none"> 正規社員のほか、パートタイマーの加入も可能(原則として役員の加入は不可) 	○ <ul style="list-style-type: none"> 社内規定により設定(役員の取扱には注意が必要) 	○ <ul style="list-style-type: none"> 社内規定により設定(役員の取扱には注意が必要)